

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市移住促進空き家バンク仲介手数料補助金
補助事業等の標目	諏訪市空き家バンクに登録されている空き家(以下「登録空き家」という。)の売買又は賃貸借によって発生する不動産業者に支払う仲介手数料の一部を補助することにより、登録空き家の売買及び賃貸借の動きを活性化させ、もって諏訪市空き家バンクへの空き家の登録と諏訪市への移住の促進を図る。
補助事業等の対象者	次に掲げる者 (1) 移住者 (2) 所有する登録空き家を移住者に売却又は賃貸した者
補助対象経費	平成29年4月1日以降に締結された登録空き家の売買契約又は賃貸借契約により発生し、不動産業者に支払った仲介手数料
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	市が移住者及び所有する登録空き家を移住者に売却又は賃貸した者のそれぞれに交付する補助金の額は、仲介手数料の2分の1以内の額とし、5万円を上限とする。 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
補助事業等の評価	移住者数を基に担当部署により効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成29年4月1日
補助事業等の終了時期	【終了時期が3年を超える場合の理由】 移住の促進を図るためには継続した取り組みが必要であるため
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページで公表する。
その他	この取扱基準において、「移住者」とは、次に掲げる者をいう。 (1) 登録空き家を購入した者のうち、当該購入に係る売買契約の締結を行った日(以下「売買契約締結日」という。)から売買契約締結日の1年前の日までの期間、市内に居住していなかったものであって、売買契約締結日から3月以内に市内に住所を有することになったもの (2) 登録空き家を賃借した者のうち、当該賃借に係る賃貸借契約の締結を行った日(以下「賃貸借契約締結日」という。)から賃貸借契約締結日の1年前の日までの期間、市内に居住していなかったものであって、賃貸借契約締結日から1月以内に市内に住所を有することになったもの

<p>提出書類</p>	<p>補助金の交付を受けようとする者は、市内に住所を有することになった日の属する年度の3月31日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 諏訪市移住促進空き家バンク仲介手数料補助金交付申請書（様式第2号-1）</p> <p>(2) 売買又は賃貸借に係る契約書の写し</p> <p>(3) 仲介手数料の金額の分かる領収書等の写し</p> <p>(4) 売買又は賃貸借した空き家が諏訪市空き家バンクに登録されていたことのわかる書類</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
<p>担当部署</p>	<p>諏訪市 企画部 地域戦略・男女共同参画課 地域戦略係</p>

平成29年 3月15日 制定（平成29年 4月 1日 施行）